

# 佐野らーめん店混雑状況可視化システム構築等業務委託仕様書

栃木県総合政策部デジタル戦略課

## 1 業務名

佐野らーめん店混雑状況可視化システム構築等業務

## 2 業務目的

佐野市内には昔かららーめん店が多く、佐野市民にとって生活に深く根付いた愛着のある食べ物と言える。また、東日本エリアでは知名度のあるご当地ラーメンとして有名であり、市外県外から多くの方が佐野らーめんを目的に訪れる観光資源となっているが、待ち時間が長い店舗が発生していることから、訪れた方の満足度低下や市内観光周遊に使える時間の減少等により、観光関連の経済効果が十分引き出せていないことが課題とされている。

この課題に対して、「とちぎデジタルハブ」内で効果的な対策について議論されてきた(※1)。主な議論の内容は以下のとおり。

- ・混雑状況を可視化することができれば、混雑する時間帯を避けて利用する等来店者の行動変容を促すことが出来るのではないか。また、待ち時間が短縮されれば市内観光に使う時間が生まれるため観光周遊にも繋がるのではないか。
- ・混雑状況とあわせて、待ち時間を活用して周遊出来る施設の案内を行うことで周辺施設の来訪者増加に繋がるのではないか。
- ・混雑状況の可視化にあわせて、各佐野らーめん店の特徴(麺の特性、スープの味等)を発信出来れば、様々な佐野らーめん店を知ってもらう機会が出来て、他のらーめん店への誘導が円滑になるのではないか。
- ・口コミ掲載や点数付けで順位をつける方法は、場合によっては佐野らーめんのイメージダウンにつながる恐れが考えられるため行わない方がよい。SNSで個人が感想等を積極的に発信出来るような取組を考えた方がよい。
- ・実証実験をする場合は、効果検証を的確に行うことで施策立案に繋げるため、導入前後で混雑状況やらーめん店及び市内観光施設等の来訪者の比較等を行う形にするべきだ。

このようなプロジェクト内の議論を経た結果、実証実験の実施が必要との意見を踏まえ、とちぎデジタルハブ実証実験審査会を開催したところ、実証実験を行うことが適当であるとの答申を受けたため、必要と思われる実証実験を行うこととなった。

なお、店舗における実際の実証実験(利用訴求のための広報を含む)及びデータ取得や効果検証は、別途令和5年度に実施する予定であるため、本事業は当該実証実験を円滑に

実施するための、システムの構築（ツールの導入及びウェブサイトの構築）等を行うものである。

※1 <https://www.tochigi-digitalhub.jp/project/project.php?id=193>

### 3 契約期間

契約締結の日から令和5(2023)年3月31日まで

### 4 実証実験の実施地域等

- ・佐野市内、市外で取組の周知・広報を行う地域（市外地域は事業を進める中で決定する）。
- ・佐野らーめん店（以下「店舗」という。）  
混雑状況の可視化は委託者が指定する20店舗を想定、情報発信は委託者が指定する90店舗を想定。

### 5 委託業務の内容

#### (1) 混雑状況の可視化（ツールの導入） 20店舗を想定

- ・店舗を利用しようとする者が、店舗の混雑状況が分かるような、ツールを導入すること。
- ・複数のツールを導入する場合は、店舗によりツールを選択出来るようにすること。
- ・導入するツールは、店舗従業員に配慮した、煩雑にならない使用が出来る仕様とすること。
- ・ツールの導入に当たっては、店舗従業員等へのサポートを行うこと。

#### (2) 店舗等の情報発信（ウェブサイトの構築） 90店舗を想定

- ・各店舗の情報を掲載する地図型のウェブサイトを作成すること。
- ・ウェブサイトは多言語（英語、中国語、韓国語は必須とする）に対応すること。
- ・店舗の位置や画像、らーめんの特徴（麺の特性、スープの味等）で店舗の情報を検索出来る仕組みを有すること。
- ・口コミ掲載や点数付けで順位をつける方法は行わないこと。
- ・個人がSNSで感想等を簡便に発信出来る仕組みを設けること。
- ・店舗を利用しようとする者にとって有効な内容となるよう、委託者や店舗従業員に必要な支援・アドバイスを行うこと。

#### (3) 観光周遊促進

- ・混雑状況の可視化のツールと連動して、待ち時間を活用して周遊出来る観光施設等の案内を行うことが出来る仕組みを設けること。

(4) その他

- ・プロジェクトメンバーと適切に協議や連携を図ることで、より実効性のあるシステム構築を図ること。

6 スケジュール

- 1月 内容等詳細決定
- 2月～3月 開発、店舗へのツール設置等、報告書作成

7 業務報告等

(1) 進捗状況の共有

- 業務の進捗状況や結果について、月1回以上、委託者と打合せを実施すること。  
打合せの内容は、プロジェクトメンバーと共有すること。

(2) 報告書

- 事業の成果等をまとめた報告書の電子データ（Microsoft Office 製品等で作成した文書ファイル及びPDF ファイル）を提出すること。

8 留意事項

- (1) 受託者は、業務上知り得た情報及び発注者から提供した資料等について、情報漏洩を防止するための適切な措置を講ずるものとし、また第三者に漏らしてはならない。契約解除後、業務完了後も同様とする。
- (2) 本仕様書に疑義が生じた場合、本仕様書により難しい事由が生じた場合及び本仕様書に記載のない事項については、県と受託者が協議の上、解決を図るものとする。